

食器類・おもちゃの輸入検査は 香港事業所が便利です

食器類又はおもちゃを輸入するには
「食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第 370 号)」に
規定されている
「器具及び容器包装」又は「おもちゃ」の規格・基準に
適合していることが求められます。



日本国内では、厚生労働省登録検査機関において、
海外では厚生労働省外国公的検査機関において検査を
実施しています。



**一般財団法人 日本文化用品安全試験所・香港事業所は、
厚生労働省外国公的検査機関に登録されています。**

香港事業所を利用することのメリット

- ・ 全ての国から輸入する器具・容器包装、おもちゃの検査が可能
- ・ 日本の規格基準に精通している
- ・ 日本語による対応が可能
- ・ 日本語の検査報告書も発行可能
- ・ **安心して本貨物を輸入できる*1**
- ・ **貨物の到着から通関までが早い*2**
- ・ ご相談は東京事業所でも対応可能
- ・ 耐熱耐冷の JIS 規格(JIS S 2029)等の試験が可能
- ・ 海外向けの検査もご相談ください



*1 本貨物の到着後に検査を実施し、万が一不適合になった場合は、
貨物を積戻し又は廃棄することになるので、そのリスクを
回避することができる

*2 貨物の到着前に検査が完了しているので、迅速に貨物を通関する
ことができる



お問合せ先

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516

E-Mail:info@mgsll.or.jp

香港事業所 TEL:+852 3525 0467

E-Mail:info-hk@mgsll.or.jp

<http://www.mgsll.or.jp/>